**介護員養成研修事業者指定基準**

　介護員養成研修事業者の指定を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

１　事業者要件

（１）法人とする。ただし、次の要件を満たす団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

　　ア　代表者が定められていること。

　　イ　団体の組織運営について、責任関係が明確に定められており、保健福祉事業について相当の実績を有していること。

（２）次のいずれにも該当しない者とする。

　　ア　介護保険法（平成９年法律第123号）又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の２に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

　　イ　政令第３条第１項第２号に基づく介護員養成研修事業者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者。

　　ウ　アとイに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。）で、当該届出日から起算して５年を経過しない者。

　　エ　法人又は団体（以下「法人等」という。）の代表者が、次のいずれかに該当する者。

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

（イ）アに該当する者。

（ウ）イに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者。

（エ）ウに規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者。

（オ）過去５年以内に他の研修課程等を含む一切の研修事業等に関し、本県または他都道府県等で指定の取消処分等を受けていない者。

　　オ　法人等又は法人等の代表者若しくは役員等が、次のいずれかに該当する者。

　　（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下｢暴力団員｣という。）であると認められる者。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

（エ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

（３）研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

（４）研修事業に係る事務等を行うための事業所が福島県内に設置されていること。

（５）別紙７に定める情報の公表を行う体制を整えていること。

（６）その他、実施要綱等に定める事項が遵守されること。

２　財政基盤

（１）事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者とする。

（２）研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていなければならない。

（３）会計が適切に処理されていなければならない。

３　研修会場及び備品

（１）通学に適した立地条件にあり、募集する人数に適した広さ及び設備を備えた会場を確保しなければならない。

（２）演習等に用いる設備、機器、教材、用具等は、研修が適切に実施できるよう、必要な数を備えなければならない。

４　講師

（１）講義及び演習が適切に実施されるよう、必要な数の講師を確保しなければならない。

（２）講師の資質向上に努めなければならない。又は、自ら資質向上に努める者を講師としなければならない。

（３）講師が確実に出勤し、受講者に科目等を教授したことを確認できる書類を備えなければならない。

５　その他

（１）研修事業の実施に関して、知事が当該事業の内容の変更その他必要な指示を行ったときは、当該指示に従わなければならない。

（２）受講者の個人情報を適切に管理しなければならない。